

令和6年能登半島地震による災害に関する関連情報について

※詳細については各種HPをご覧ください。また各種相談窓口にご相談ください。

区分	内 容	問合先
相談窓口	令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口	高岡商工会議所 中小企業相談所 TEL：0766-23-5007
金融	能登半島地震特別金融相談会 ・高岡商工会議所と日本政策金融公庫高岡支店で共催する相談会を実施します。 ・令和6年1月11日より毎週木曜日に開催。2月末まで実施予定。 ・13時～16時。要予約。	高岡商工会議所 中小企業相談所 TEL：0766-23-5007
	震災対策特別融資（富山県） ○融資要件：令和6年能登半島地震において被害を受けた県内全域の中小企業者 ○資金使途：設備、運転 ○融資限度：1億円 ○融資利率：年1.25%以内 ○融資期間：10年以内（据置期間5年以内） ○保証料率：0～0.55%（保証必須、県独自に保証料を補助）	富山県 地域産業支援課 TEL：076-444-3248
	災害対応資金（高岡市） ○融資要件：HP参照 ○資金使途：設備、運転 ○融資限度：2,500万円以内 ○融資期間：10年以内（据置期間1年以内） ○貸付利率：年1.60%以内 ○保証料率：0.35～1.05%（市が全額補給）	高岡市 産業企画課 TEL：0766-20-1286
	災害貸付（日本政策金融公庫） ○融資要件：HP参照 ○融資限度：3,000万円（各融資限度に上乘せ）※国民生活事業 ○融資期間：10年以内（据置期間2年以内） ○措置内容：①利率⇒融資後3年間、「災害貸付」、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ ②利率引下げ適用の限度額⇒1,000万円（中小企業団体にあっては3,000万円）	日本政策金融公庫 高岡支店 TEL：0570-045028
	小規模企業共済 災害時貸付け ○融資要件：HP参照 ○融資限度：納付掛付け金の合計額に掛金納付月数に応じて7～9割を乗じた額と1,000万円のいずれか少ない額 ○融資期間：500万円以下⇒36カ月、505万円以上⇒60か月 ○貸付利率：年0.9%（R6.1.4現在）	共済事業グループ 小規模共済融資課 TEL：03-3433-8811
	国税の申告・納付等の期限の延長 ・国税に関する申告、申請、納付等の期限が延長されます。	国税庁
税金	県税の減免制度等 ・災害で事業用資産や住宅・家財、不動産、自動車に損害を受けた場合には各種県税が減免される場合があります。 ・また災害復旧の為に資金借入等に必要な納税証明書については、交付手数料が減免される場合があります。	総合県税事務所 ①個人事業税 TEL：076-444-4506 ②不動産取得税 TEL：076-444-4505 ③自動車税センター TEL：076-424-9211
労働	労働保険料等の申告・納期限等の延長 ・石川県及び富山県に所在地のある事業場の事業主等について、労働保険料等（※）の申告・納期限等を延長（令和6年1月1日以降の労働保険料等に関する申告書の提出、納付、徴収に関する期限を延長）します。 ※労働保険料、特別保険料及び一般拠出金並びに障害者雇用納付金	富山労働局 労働保険徴収室 TEL：076-432-2714

<p>雇用調整助成金の特例措置</p> <p>①生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。 ②最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。 ③災害発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。 ④計画届の事後提出を可能とします。</p>	<p>雇用調整助成金 産業雇用安定助成金 コールセンター TEL：0120-603-999</p>
--	--

国・県・市・各機関による支援関連情報

内 容	QRコード
<p>高岡商工会議所 令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口の設置および関連情報</p>	
<p>経済産業省 令和6年能登半島地震に関連する被害・対応状況</p>	
<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構 令和6年能登半島地震による災害に関する被災中小企業・小規模事業者対策</p>	
<p>富山県 令和6年能登半島地震に係る富山県内の情報</p>	
<p>高岡市 令和6年能登半島地震 支援・対応等関連情報</p>	
<p>日本政策金融公庫 令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口</p>	
<p>富山県信用保証協会 令和6年能登半島地震による災害に関する特別相談窓口の設置について</p>	